

回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

2. 大阪府福祉のまちづくり条例（以下「府条例」）関係

- (1) 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（以下ガイドライン）について、関係団体等を通じて周知し、既存建築物のバリアフリー化を推進すること。なお、推進の方策として、改修のための相談窓口や他県でも例のある当事者相談員の登録制度の創設などを検討すること。

（回答）

- バリアフリー法では、建物を所有、管理する建築主等に対し、バリアフリー化を促進するため、既存建築物においても建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努力義務が課せられています。

また、大阪府福祉のまちづくり条例（以下「府条例」）においても、誰もが施設を安全かつ容易に利用できるよう、既存施設の整備、維持保全、管理に努めることを事業者の責務として規定しています。

- 本府では、貴団体にもご参加いただいている「大阪府福祉のまちづくり審議会」等の場において、障がい当事者等のご意見をいただきながら、新たに既存施設の改修や改善の事例を盛り込んだ上で、令和8年3月に福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン（以下バリアフリーガイドライン）を改訂するとともに、設計者や事業者向けの説明会を開催するなど、その普及に努めているところです。

- 既存建築物のバリアフリー化の方策として、バリアフリーガイドラインを踏まえた整備が進むよう、これまでも補助制度の創設など、取組を進めているところです。今後とも、こうした取組に加え、さらなる方策についても検討し、バリアフリー化の推進に努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

2. 大阪府福祉のまちづくり条例（以下「府条例」）関係
- (2) 既存の小規模店舗のバリアフリー化を推進すること。推進にあたっては、とりわけ、商店街や小規模店舗が多いテナントビルのバリアフリースイッチ設置や、居抜き店舗のバリアフリー化について、啓発を行うこと。なお、推進の方策として、小規模店舗のバリアフリー改修助成金制度の創設を検討すること。

（回答）

- 本府では、貴団体をはじめ、障がい当事者等にも参画いただいた現地検証を踏まえ、万博で実装された先導的なバリアフリー基準や取組を反映し、令和8年3月にバリアフリーガイドラインを改訂しました。改訂にあたっては、ニーズに応じた活用が進むよう既存の小規模店舗等の改善や改修のポイントをまとめ、分冊化した「みんなが利用しやすい お店づくりに向けて」を公表するとともに、設計者や当該事業者向けの説明会を開催するなど、普及啓発に取り組んでいるところです。
- その他、令和8年に創設したフラッシュライトや大人用介護ベッド設置にかかる補助制度については、小規模店舗も補助対象としているところです。
引き続き、小規模店舗におけるバリアフリー化の推進に努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

2. 大阪府福祉のまちづくり条例（以下「府条例」）関係

(4) 建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するために、大阪府として、当事者参画のプロジェクトの選定、実施方針についての検討状況、具体的な 2026 年度の対象建築プロジェクトを明らかにすること。なお、当事者参画については、単体の建築物のみならず、新大阪地区、大阪城東部地区、京橋地区の再開発など広域拠点事業や市街地再開発事業についても対象とすること。

（回答）

- 国土交通省では、建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため、令和7年5月に「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」が新たに策定されたところです。
- また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項の規定に基づく「バリアフリー基本方針」が改正され、国、都道府県又は指定都市が行う床面積の合計が二千平方メートル以上の特別特定建築物の建築工事については、設計等の段階における当事者参画の実施が目標として定められました。
- こうした動きを踏まえ、府有施設の建築工事について、当事者参画の実施に向けて制度の検討を進めているところですが、令和8年度においては、当事者参画の対象となる府有施設はありません。
- なお、本府においては、バリアフリーガイドラインを改訂し、これまでに取り組まれている当事者参画を取り入れた事例を収集し、別冊として取り纏めた「当事者参画によりバリアフリー取組事例集」を公表しており、当事者参画の普及に向けた周知啓発を進めているところです。
- 広域拠点開発事業及び市街地再開発事業において、令和8年3月に改訂された府バリアフリーガイドラインの趣旨を踏まえ、当事者参画の必要性について、民間事業者及び市町村への周知啓発に努めて参ります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

大阪都市計画局 拠点開発室 広域拠点開発課（下線部について回答）

大阪都市計画局 拠点開発室 戦略拠点開発課（下線部について回答）

回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

3. 府営公園のバリアフリーについて

(1) 車いす利用者等が利用時間制限なく、他の府民と平等にすべての出入口を利用できるように改善することを最終到達目標と設定すること。それを実現するために、以下のことを行うこと。

- ・バイク対策を出入口の制限に依存するのではなく、住民等への啓発、監視カメラや警告灯の設置、見回り、警察への協力依頼などの可能な対策を前提として十分にを行うこと。
- ・公園ごとに出入口の時間制限の撤廃や出入り可能箇所数の増加等の改善年次計画（ロードマップ）を策定すること。とりわけ、電車の駅、バス停への最寄り出入口の開放を優先すること。
- ・府営公園の出入口のバリアフリー化要領のバリアフリー基準等について、引き続き、障害者の実態を踏まえた検討を行うこと。

（回答）

- 府営公園の出入口のバリアフリー化については、令和7年12月に「府営公園の出入口のバリアフリー化要領」を取りまとめ、同要領に基づき、令和7年度末には各府営公園につき1箇所以上の出入口を常時開放しました。
- 同要領では、令和8年度以降は、「長期的に、できる限り多くの出入口バリアフリー化をめざし、バリアフリー化した後の来園者の安全等の状況をみながら、バリアフリー化する出入口の増加を検討する」としていることから、常時開放する出入口を一つでも多く増加させるよう、継続して取り組んでまいります。
- 具体的には、バリアフリー化によって公園へのバイク進入が懸念されることへの対策として、看板等によるバイク進入禁止の周知徹底やカメラの設置、状況によっては警察との連携が必要となることもあり、これらの措置の進捗状況も勘案して、常時開放する出入口を選定します。
- なお、バリアフリー化の基準は、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」などを基に、これまでの貴団体との意見交換を踏まえて、車止めの間隔などを「府営公園の出入口のバリアフリー化要領」で設定しました。引き続き、社会情勢の変化をみながら、適宜貴団体と意見交換を行い、必要に応じて改訂してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 公園課